

第四回
參議院大藏・人事・労働連合委員会會議錄第三号

いは組合の方も、こういうた点につきまして触れなかつたのかも知れませんが、従いましてこれを少く削りまして接配いたしましたも、そのために全体の職員に金額を廻しけれども、如何程にも相成らんわけであります。そういう関係等も勘案して、とにかく問題のない従來の差を、そのまま一定の倍率で膨らました、かような措置を講じました次第であります。

○大山安君　そうしますと、少数であるから特殊扱いをする、こういうことになるのですね、少数であるから特殊扱いをして、このまま高級の給與を廻せる。こういう御意見になりますか。

○政府委員(今井一男君)　先程來申上げます通り、組合側との協定の線をしることは、この際適當でない、この考え方が根本でございます。

○委員長(内閣府) 大山君、甚だ失礼ですが、官房長官が急いでおられますので、御質問は後から御執行願います。

○大山安君 一、二、三級などは、殆んど二十歳頃から二十六、七歳の血氣盛りの者が一、二、三級に置かれるというふうな、最低保証から見ますと、境遇になつております。この審議の重点は給與額にあると思ひますから、これは後日よく納得行く程度に明細な説明書を、各委員にお配りして頂きたい、この点につきましてここに徹底的に審議をして、そうして官公職員労働組合等が納得の行くようにしたいと思ひます。今後の紛糾関係を起さないように、これに対して研究を深め、審議を深くするといふ考えでありますから、これについて十分納得の行くように後日提出して頂きたい。

○中西功君 官房長官に二、三質問したいのですが、一つは実は、これは今起つた問題であります。それは十一日に全官公の呼び掛けで人民廣場において大会を持ちたいといふようなことが予定されておりました、昨日その届を警視廳に待つて行きました、ところが今日行つて見ますと、これは受附けない、即ち許さないといふことを警視廳が言つておる、それについては理由を質しますと、公務員法ができたといふようなことをまあ理由にしておる、これもはつきりしてはない、どうもそれを理由にしておるといふふうにししか受取れないのですが、全官公の組合の人々が十一日の土曜日に、而も午後、即ち官廳が退けてから、そういうふうな屋外集會を持つといふことが、一体公務員法に、或いは又その他の問題に觸

れるのか触れないのか、私はこういうふうなことは触れる筈はない、公務員法も審議においては少しは知つておりますが、そういうことは全然言わなかつた、今になつてそういうことを言われるといふのは非常におかしきと思ひますが、それを聴きたいと思ひます。

○政府委員(佐藤作君) 中西君のお尋ねにお答えしたいと思ひます。実は私今朝出掛けに、或る組合の人と途中で一緒にになりまして、土曜日に全官公のデモ行進があるといふ話を今朝程実は伺つたばかりであります。先程今お尋ねのような論旨の御質問がこの委員会であるといふので、実情を突は取調べて参りました。警視廳におきましては十一日の全官公のデモ行進といふものについての書類を受理してある、かように実は申ししております。内閣自身といたしましては、勿論まだその報告も受けておらなかつたのでございませうし、これに対する態度もとやかくの態度を決定しておるようなわけではないのであります。ただ先程お尋ねのありました、公務員法が公布されておりました、それを條文のどれかに該当するかといふことで、一應法的に研究して、この席に参つた次第でございますが、公務員法で若し普通のデモであれば該当するとは思ひないのであります。政治的活動、こういうふうなものでも、二條の規定の第一項の中にあります條項に該当するものではないかと思ひます。その條項は御承知のこととてあります。その第一項の後段に「選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならぬ」といふ規定があるわけでありませう。これは國家公務員法で一應かような規定をいたしておりますが、人事院の方に確めて見ますと、まだ人事院規則ができておらないのであります。従つて「人事院規則で定める政治的行為をしてはならぬ」といふこの指定が実はないのが現状のうちに何つておるのであります。この人事院規則は、あと一週間もすれば纏まるのではないかと、かような話も聞いておりますが、只今のところこの十一日の全官公のデモ、殊に勤務時間外のデモ行進といふものを、積極的に決める法律的根本ではないように、私共も考えるような次第であります。御承知のように、この職場放棄すると言ひますか、勤務時間中のかような行動に對しましては、これは公務員法が出ます前におきましても、依命通達によりましてこれを禁止し、この職場放棄に該当するといふような場合でありますれば、それ／＼の事情に應じてそれ／＼の処分をとつて参つておりますが、この勤務時間外のことで、而も政治的活動でないこの行進につきましては只今のところこれを禁止する法律的根本はないように何つて参つておるわけでありませう。

○中西功君 只今のところ法律的に禁止するまあ根拠がない、そうして併し実際に一應警視廳は受理はしましたけれども、これが実際に現に至るかどうかといふのは、非常に今のところいふわけは疑問視されておるわけなのであります。そういうふうな状態でありませうならば、官房長官の方においてこれは根拠がないのですから、これはまあ私、むしろお頼みするわけですが、一つ直ぐこれはやれるようにやつて貰ひたい、そうでないと一体我々が法律があつても、法律の保障を受けないといふふうな馬鹿げたことになると思ひます。それをよくお頼みしたいのですが、早速やつて頂けませう。

○政府委員(佐藤作君) これを許可するうちに内閣も適当な処置をとるやうに、こういうお話であります。只今法的根拠は御説明いたしました通りであります。恐らく警視廳におきましても根本のない事柄で拒否するわけはないと思ひます。ただこの中にいふ／＼十一日のこの行事の中には、吉田内閣打倒といふやうな、或いは公務員法賛成議員に投票するなどいふやうな、いろいろな政治行動と見られるやうな問題も含まれておるのではないかと思ひますが、そういう点がいろいろ議論の余地が必ずある。併しながら先程申しましたようにそれは何処までも人事院規則で定めるものでありますので、人事院規則が出ていない今日は、どうもこれを取締することは積極的に法の根拠が非常に薄弱だ、かような見解でありますので、私共といたしましてはどういう処置が警視廳にとられますか分りませんが、その警視廳の処置に任ずるのが只今のところ考えております。只今内閣からもそれを許可するやうに処置しろといふやうなお話であります。事態を私共は見えておる方が本筋でないか、又警視廳自身が極端な不都合な処置をするやうなことがありますれば、これは私共何らかの処置をとるのが当然だと思ひます。只今まだ警視廳の方に聴きましたところでは受理してお

る、かように実は申ししております、如何でございませう。

○中西功君 それではこれは非常に複雑な問題もあるでせうが、若し警視廳の方で非常に人事院規則が出ていない前にこういう不届なことをすることがあつた場合、その時もう一度私は問題にいたしまして聴きたいと思ひます。ともかくこゝではつきりしておきたいと思ひます。これは、今のところはそういう法的処置をとる根拠は薄弱であるといふことがはつきり表明されたといふことをはつきりしておきたいと思ひます。

次に実はこれは深山あるのですが、御存知のやうに年末の調整によりまして全官公の職員諸君の俸給は十二月分は非常に減るわけでありませう。これはもうよく知られておることなのであります。それに対してこれによつてでないのですが、こういう実情も我々が考えまして、いろいろ／＼全官公の方から出されておりますところの二、八ヶ月分の補給金といふのは、これはまあ至極不都合なものであります。若しこういうものが適當にとられなかつたならば、たとえこの予算がこのまま早く通過いたしましても、この年末においては全官公の諸君の生活は非常に窮乏いたします。歳入の額が越せないやうな状態になると思ひます。差当りそういう点について、補給金について今までのやうな処置を考へられて來られたか、一つ説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐藤作君) 生活補給金として二、八ヶ月、或は年越の資金として一、四万円とか、場所によりましては一、五万円とか各々の要求が出ておる

「選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行爲をしてはならない

これは私共何らかの処置をとるのが当然だと思ひます。只今まだ警視廳の方に聴きましたところでは受理してお

ことは今日の生活の窮迫しておるといふことから、只今のような要求が次々に出て参つておることだと思ひます。同時に又新給與といたしましても七千三百円の要求の出でゐることは中西さん御承知の通りだと思ひます。政府におきましては生活補給金であるとか、或いは年越のための特別資金であるとか、或いは結婚資金であるとか、等の各種要求に対しましてはそれ／＼の实情等につきまして、いろいろ研究はいたしましたのでありますが、この際におきましては新給與を設定することによりまして、懸案のものを片附けて参る、かような観点で案を進めて参つたのであります。御存じのように人事院におきましても官吏の生活窮迫、これに着眼いたされて、そうして政府に対して六千三百七円の新給與ベースの勧告案を提示されたわけであります。政府におきましてはこの人事院の勧告案というものにつきまして、誠意を以ていろいろ研究をいたしたのであります。御承知のように給與はその人事院の作られたものが無論生計費を骨子にいたしておりますものの、その中には政府として直ちに支給し難い点もあるであります。具体的に申しますれば、これまで支給しておりました給與の点から見まして、その地域給のごとく、その地域におきまして相当なだからな階段を設けて支給するとか、或いは又この独身者と家族持との間におきましても、或る程度の均衡がとれておると、かように考えた給與も立てておつたのであります。ところが人事院の案を見ますと、この点につきましては非常に大幅の修正を思ひ切つた処置が講ぜられておるのであり

ます。過去の給與の実績から見まして非常な格段の変化を來すわけであります。この点は政府といたしましても必ずしも賛成をしかねた一つの点であります。更に又民間給與との均衡の問題から勘案いたしましたも、これ又実は政府が一概に賛成をしかねる、御運知のように民間におきましては今日電氣関係の従業員の爭議がありますし、或いは石炭関係の従業員の爭議があります。或いは又船員の関係の賃金が問題にも相成つておりますが、これらのものを勧業して見ますと、國家公務員だけにつきましては、特別の措置も事は講じかねる、更に又これは國家財政の問題でありますが、國家財政の観点から見まして、又これを容易に受入れ難い、これを受入れますれば國民個人の負担も非常に多くなる、又かような観点から考えまして、実は遺憾ながら人事院の案を採用することができずして、只今皆様方に御審議頂いておりますやうな予算を編成し、更にこれの軍附をするところの新給與法案を呈示しておるやうな次第なものであります。いづれ御審議を得ましたならばこれが年末におきまして差迫つておりますことでありますので通過の曉におきましては暫定的の給與処置と申しますか、暫定と申すか、概算的の支拂でもいたしまして、できるだけ早急に現金が公務員の手に入るやうな措置が講じたいとかやうに実は考えるやうな次第であります。只今お話のありました生活補助金というやうな問題は別途に考究しておるわけではないのであります、無給與のベースを決めることによりまして今日の給與の不適正を是正して參じかやうな考え方をとつておるわけでも

ります。ここにもう一つ問題がありますのは、この所得税の年末調整という問題があるわけであります。この年末調整は御承知のようにこの年度末におきまして、年度末でなくて、年末におきましてその年内における所得の総計をいたしてそうして税の処理をするということに相成つておるのであります。これが大体十二月の元の給料から差し引くと考えますと、非常な多額に上るのであります。そこで政府といはしましてもこの年末、年始を控えての家計の逼迫というようなことも考へまして、この年末調整につきましては何かの措置を講じたいということでもいろいろ骨を折つておるのが現状であります。併しながらまだ只今までのところかく／＼するとかようにまで具体的に申上げ得る状態にまでまだ相成つておらないのであります。併しながらいずれその中何らかの打開方策は講じましてそうして一時この年末をしのぐための緩和方策は講じたいとかようにいふ実は考へておるような次第であります。一括して申上げましたが大体新給與並びに年末に關しての問題を一通り……。

○中西功君 寒冷地給等のことがあつたら一つ……。

○政府委員(佐藤肇作君) 尙今までの問題になつておりますのは石炭手当とか、或いは寒冷地給であるとかいふものが実は問題になつておるのであります。これにつきましては恐らく大蔵省臣であるとか、或いは給與局長等から今までに皆様方にお話を申上げたことのあるのではないかと実は想像してゐるのであります。ここに給與局長が

けられてその経過並びに政府の腹づりをお話になつたのであります。寧ろはこの点は関係の筋と折衝をいたしましたところでは非常な暗礁に乗上げないのであります。御承知のように中西さん、御承知のことだと思ふのでありますが、この石炭手当、或いは寒冷地給といふものが、今年の秋時分の考へ方では特別法律を設けてまして支給の根拠を定めてそうして支給したいといふことで準備を進めて参つたものであります。併しながらこれが予算編成の際におきましてはその特別措置を講ずるといふわけに参らなくなつたので、そこで政府といたしましては昨年に並びに昨年に支給いたしました実績、並びに今年の七月以降組合の諸君と折衝いたしました経過等に鑑みまして、是非とも組合員諸君の要望に應えるべくいろいろ努力をいたしておるのが現状なのであります。今朝程も実は私組の合の諸君からいろいろこの点につきまして要求をされ、いろいろ私も実情についてもお話をし、組合諸君の了解を求めたような次第であります。どうも抽象的なお話をいたしました、中西委員に対しましては、恐らく非常に御不満だろうと思いますが、只今折衝はまだ折衝中と申しますが、この金額が算出中に属しますので、この点暫く具体的な点にも少し時日を藉して頂きたい、かように考えるのであります。ただ私達は何処までも昨年の経過なり、昨年の実績なども考えまして、組合に要望に酬うために最善の努力をしてやるし、又今後が続けるということだとは思ひます。

○中西助君　最後に一つ、実はね、

冷地手当で政府が努力しておるといふことは、実は私は聞いておるのですが、年末調整と言いますか、税金の問題にしてもまあ、成るだけ一時をしのげるような適当な方策を考慮し、寒冷地の場合も、そういうことになりまゐります。而も寒冷地の場合は二十四億といふことになっておりますが、更にいへば、これは実はこの問題じゃないのです。海員の問題であります。海員問題で昨日私が運輸大臣に質問いたしましたときにも、実は海員の新しい九月以降の新給與は今度の予算に組まれていない、それもですね、成るだけ至急妥結をして組むといひますか、支給するようにしたい、併しそれについてどういうふうな措置をとるのかよと言いましたら、まあ予算の修正案でも出すというふうな、まあ話があつたように思ふのです。これですね、この突にその……いろ／＼の点ではつきりしてはいませんが、はつきりしてはなくて、ないですね、はつきりしてはなくて、我々審議しているわけですが、恐らく絶対予算絶対額は変らない、変らないでもその間で、何とか道繰りしなけければならないというふうになつた場合、又政府も或る程度それを予定されておるのでありますが、それを今後具休的な処置としては、どういうふうにとられるつもりか、即ち改めてもう一度そういう箇所について修正案というものをかきしでしように、正誤表でも附られて、出されるつもりはないか、そこを少しお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(佐藤義作君) 只今のお尋ねの点で運輸大臣に対する御質問のことは実は私、どういふ話でありましたか、よく意味が解しかれたのであります。この話は別といたしましても、

程来申します石炭手当なり、寒冷地手当を出すにきましての処置は、相当多額に実上する金額でございます。これは恐らく中西さんも御承知のことと思ひますが、相当多額に上る金額でございます。併しこの金額が予算上現在出しております予算から都合がつくかどうか、これは大きな問題があり得るだらうと思ひますと申しますのは一例をとつて申上げますれば、予算定員と実員との間に或る程度の開きがあることはすでに御承知だと思ひます。いま要求いたしておりますものは、それは予算上、又当然政府がなすべきものとして一應考えられるところの人員で予算額を計上しておるわけです。又各省の人員費等の使用におきましても必ずしも標準通りに参つていない点もあるわけですが、そういう点を少し按配して見ることにしまして、一体どのくらいこの程度まで政府として節約し得るかという根本問題が一つあるわけですが、これは純事務的問題としていろいろ折衝いたすわけでありまして、先程来お尋ねになりましたところの石炭手当なり、或いは寒冷地給なりというものが、その性質上実は単行法までを出して支給するところまでの状態に、実は相成つておらないのであります。政府がいろいろ工夫いたします点は、御承知のように給與の中には地域給として支給すべきものもありまして、従つて寒冷地給のごときものにつきましましては、この地域給の運用上から、そういう金額が編み出し得るかどうかが、この辺にも一つの研究の余地が実は残されておるのであります。殊に御承知のようにこの地域給の問題になりますと、これは非常に細かな計算を

いたしておりますまして、特甲が幾ら、甲地が幾ら、乙地が幾ら、丙地が幾ら、而も幾つもの段階を設けておりまして、その段階の人員等におきましても相当の開きがあると思ひますれば、そこらにも金は幾分か動いて参るわけでありまして、そういうようなことを先ず第一段に精査いたしまして、先ず新らしいものを追加しなくて、できるならばこの工夫を一つすることが第一段ではないかと、かように実は考えるのであります。或いは又給体の予算といひまして、例えば公務員の人員費という問題もありまして、或いは進駐軍関係の労働者の給與というやうな問題もありまして、或いは又中央官廳の公務員と地方官廳の公務員との関係もありまして、そこらに更に予算的な工夫を明確にいたす余地があるわけでありまして、そういう点を細分いたしまして、実は先程お尋ねの点に何らかの処置を講じたといふ、かように実は考えておる次第なのであります。只今までのところ、私共といたしましては、皆様の御審議を頂いておる予算を新らしく作り直すとか、或いはこれに特別な補正予算を附加するといふところまで、考えは実は持つておらないのであります。いま暫く時日を藉して頂きまして、ことによりまして、こちらの予算の運用上の点によりまして、場合によりましては解決し得るのではないかと、かような考え方もいたしておるやうな次第なのであります。段々細かいいろいろな点であります、一應事情を申上げておきます。

○中西功君 有難うございました。
○原虎一君 今井局長にお伺ひしたいのですが、人事院の案との相違点は、算定の基礎が大蔵省は物價値上りの率を見て、それから従来の俸給に計算して行つたと、人事院は民間の実際給與によつて、この相違が結果において千円に近い開きが出ておるに思ふのです。それでどういたしますかと、又人事院の方は労働時間を民間同様にとつて、それは民間の給與を基礎にする以上は、民間の労働時間、この差があると思ひます。そこで問題は労働時間は官公職員の民間より短い、併しながら加給がどのくらい出ているか、時間外勤務の加給がどのくらい出て来るか、こういう点がやはり数字から割り出して行くところの算定には必要なのであります、そういう資料が実はない、そこでお願いするのであります、人事院は飽くまで民間の給與に上廻らない、下がらないといふところで決めるという基本をそこに置いておるやうであります。そういうしますと、勤務時間も違ふし、民間水準より下つても当然だと、こういうお考えで大蔵省は労働時間の問題の第一差が民間と公吏との間にあるの考えは、どういふやうにお考えになつておるんですか、どういふ計算をされておるんですか、それをお伺ひして置きたいと思ひます。

○政府委員(今井一男君) 只今のお話は今回の案が民間給與より低い理由を勤務時間の差に求めていられないか、こういうたうに御了解申上げたのでございまして、これは臨時給與委員会、本年一月におきましての決定の際にも、民間給與の時間というものが計算の基礎にそのまま正比例的に繰込まれております。ただこの考え方が果してそのまま正比例的に繰込むことが正しいかどうかにつきましては、我々若干疑問を持つております。今回のこの法律案の考え方はそういうことを一應棚上げいたしました、それでこの基準そのものが、民間の実質賃金の上昇の傾向と、國民の消費水準の推移の傾向と、両方を睨み合はせて、勿論官更も労働者であるからして、民間の実質賃金の上昇の際にはそれに或る程度足並みを揃へる必要がある、併しながら増産とか、利益とかいふものと直接関係がない意味におきまして、そればかりでもよくあるまいといふた立場から、大抵民間の実質賃金の向上の大凡三分の二といふところを抑えたものがこの数字に相成つております。従いまして直接この案には新たに時間的な要素を織込んだという頭はございせん。

○原虎一君 そうですね、千八百円ベース、或いは二千九百円ベースの當時におけるところの官廳職員の労働時間というものが決つておる、それに基づくベースが決つておつたんだから、それを基礎にしてやつた労働時間は……、こういうことになるわけでありまして、時間外の給與が一体どのくらい出ているかといふことの、大まかなところが給與のパーセンテージでお分りになつておれば、大まかなところをお話し願ひたいと思ひます。

○政府委員(今井一男君) 申し落しました、これは全く大まかなところでございまして、中央官廳におきまして、大凡一〇〇分ぐらい、地方の官廳におきまして五〇分ぐらいとお考え頂ければ先ず大體ないと思ひます。

○原虎一君 それから家族手当の算定が、人事委員会では千二百五十円を一人の場合も三人の場合も同率で計算するのは誤りであるといふことをあなたに指摘されておるやうであります、そして大蔵省は家族手当を最初の一人は六百円、次は二人目からは一人に對して四百円といふことになつておるやうであります。これに對して大蔵省の主張と人事院の家族手当の額が違つておるといふことは先般も問題になつたのであります。民間に及ばず影響が甚大である、こういう意見もありまして、この家族手当の大蔵省案と人事院案との相違を理論的根拠と申すか、余りむづかしいことではないと思ひますがお話を願ひたいと思ひます。

○政府委員(今井一男君) 今回の人事委員会の家族手当の算出は、いわゆる理論生計費に基きまして、二人目は夫婦、三人目は三歳の子供、家族四人のときは三歳と八歳、こういうふうな一定の標準型を採りまして、後は本人の計算を準用されてお作りになつたものであるかのように伺つておりますが、これも勿論一つの考え方であり、計算の方法には違ひないと思ひますが、ただ全官公のように非常に職員の数が多い場合にはそういう標準型の通りの人員構成ができておりません、で、果してそれをそのまま適用することとが適當であるかどうかという点につきましては、私共のみならず、政府の關係事務當局の間に疑問が持たれたところであります。主としてしまして安本、労働、大蔵省の事務當局が協議いたしました結果が今回の案のようなことになつたのであります、CPSの分析によりますと、お話の通り本人を一〇〇とした場合に、一人目が四三・七、二人目が三八、三人目

御承知のようにこの地域給の問題になりまして、これは非常に細かな計算を
○原虎一君 今井局長にお伺いしたいのですが、人事院の案との相違点は、そのまます比例的に織込むことが正し
ております。ただこの考え方が果して
○原虎一君 それから家族手当の算定を一〇〇とした場合には、一人目が四三・七、二人目が三八、三人目

が三三・二、四人目が三〇・三、五人目が二八・四、六人目が二六・七、七人目が二五・五、八人目が二四・四、明らかに遞減を示しております。そういったことからこれはやはり遞減すべきが理論的であると、こういった考え方も出たのでありますが、この遞減をするという案は、又給與支拂の上に極めて面倒な操作もございしますので、そこは大體に一應最も経費の余計掛かります妻だけをこのように採上げまして六百元、四百円を抑えたわけでありまして、向これをかようにいたしました一つの大きな考え方は、やはり民間におきましての家族手当の例を参照いたしまして、大體民間は概ねこの線のように相成つておる様に私共の部分的な調査では見受けられたのであります。尚又この家族手当で果してどれだけのものをカバーすべきかという点につきましては、これ又非常に議論のあるところでございますが、一昨年アメリカから日本へ参りまして半年ばかり日本の労働事情を調査いたしました派遣使節團の報告書によりまして、年齢と家族の状態による給與の差は速かにこれを廃止するという勧告書が出ておることは原委員の御承知の通りでございます。勿論現在の段階におきまして家族手当を廃止することは不可能であることは申すまでもございせんが、いずれ本格的な職階制の時代になりましたならば、平時経済に移りましたならば、これは全部本俸の中に込められなければならないであらう。そういったことからこれをこの部分の経費を除除に本俸に繰入れて行く方が、結局におきましてあるべき姿の給與体系を築き上げるのに却つて早途であらう、これを非常に大きくして置きますという、却つて實際に理想的な体系を採るために、最後の時になりまして非常に邪魔になりはしないか、のみならずこの点は現在の職階制と絡み合ひの所でありまして、現在の職階制というものは御承知の通り決して職階制というものをどうかというふうな程度のものでございまして、御承知の通り日本の賃金体系にはいわゆる職階給的な昇給の面が多分に織込まれております。これは本格的な職階制から見ますという正確に疑問の多い点でございます。多い点ではございますが、これは一朝一夕に止めますことも実情とも合いませんので、現に本年四月全官公廳と妥結いたしました線におきましては、この職階給的な昇給というものを或る程度認めておるのであります。即ち終身職におきましては、この原則から大體二倍半から三倍ぐらゐまでは上がり得るような幅に持つて行く、或いは労働價值につきましては大した差がございせんので、そういった仕組を妥結したのであります。この妥結がいかにどうかとも亦議論がございまして、そういった観点からその中に家族給的な分子が入つておる、そういったことと絡み合せまして、現在民間におきましては、大體從來は月收の一〇%乃至二〇%、これが家族給の割合でありました。それが今一〇%近いように言つております。大體半分を俸給に入れるといういわゆる電燈模式等によりまして、一五%乃至一八%が家族給のあるべき姿と言われしております。今回の政府案は、これは一四%ぐらゐにならうかと思ひます。それで人事院の案は三〇%に相成りますが、そういったことは余りに急激な変化でもございするし、又人事委員会の案を採用するといひましたとしても、現在の職階制を根本的に覆えしめて、例えば郵便業配手のような職階何十年いたしましても、大して労働價值が上がるまい、むしろ逆に下がるような職種につきましては、結局一生を通じて殆んど昇給を認めないという、こういった組織に切替へる必要もございまいしょう。そういったことは大変な難作業でございするから、この際は、やはり民間との権衡程度の域に止むことが適當かと、かような結論から六百元、四百円という数字が出た次第でございます。

○原虎一君 上野人事官にお尋ねしますが、この民間の労働給與を基準にしたのであるから、民間と同様の労働時間にするのが当然である、こういうふうには、意見俸給課長が語つておるのであります。そういった一割はこれが人事委員会の意見と我々は思ふのであります。そういった時間延長するといふことについて現実において可能であるかどうか、それから要するに人事院は、生活の實際から労働者の賃金を割出し、併しこれは技術的に可能であるかどうか、というようにな点は人事院は考へる必要がないように想像できる算定ができております。要するにその主なるものは労働時間でありまして、労働時間が事実上延長できるかどうか、そういった点についてお伺ひいたします。

○原虎一君(上野一君) 御承知の通り只今までの公務員の給與の算定には公務員の勤務時間が民間の勤務時間よりも短いといふことをファクターに入れ、そして民間給與との平衡を図つて來ていたのであります。併し目下の給與が殆んど全部が生活給の意味を持つてゐる状態におきましては矢張り民間と同様の勤務時間を働いて貰つて、そして民間と余り違わぬ給與を出すという方向に行かなければならぬといふ考えまして、そういう案を作つたのであります。只今の時間を一週最底四十時間、最高四十八時間に増すことは実行可能でございます。

○原虎一君 時間の延長を実行可能と言ひますが、それはいわゆる時間を延長すれば、それだけ能率を上げなければならぬのであります。そうするといふと、そこに行政整理の問題が当然起きて來る。それから今日の状態から交通その他の状態から考へて、果してこの職員の時延長が可能であるかどうか、合理的であるかどうか、第一に事實上それが行い得るかどうか、あなたは可能と言ひますけれども、時間をただ延長して能率が上がらなかつた場合においては國民に相済まんと思ひます。能率が上がることにしなければ当然人員を整理する、これは私は人員整理を前提とする六千三百七十四というものが、そういう方面からも考へざるを得ないのでございまして。それは一体労働時間を延長することが可能だとして、あなたに言われるよう可能だとして、あなたに考へる必要はないといふことでやつてゐるか、その点を伺ひます。

○原虎一君(上野一君) 時間を仮りに延長するといひまして、ここに二つの問題が起ると思ひます。今まで局長からお話がありましたように超過勤務手当といふものが中央においては一割出ておる、これが当然時間延長によつてセーヴされることになるのであります。それは勤務先によつてそれをカバーして尚超過勤務の出るところもあるであらうし、又その反対の場合もありましようが、総額において一割勤務超過が出てゐる、そうすればそれが今度本俸に繰入れられたという形になるわけでありまして、それでも尚勤務時間の延長によつて人手が余るということになれば当然整理というやうな方面にも移つて行かなければならぬことと思ひますが、この点は行政整理が官廳の定員を査定する仕事を担任しておりますので、仕事はそつちに移るわけでございます。

○原虎一君 賃金を増すといふこと、賃金の上昇するといふことは希望するところであるけれども、労働時間を延長して行くといふことになれば、それは事實上の賃金の値上でない、殊に官廳職員が民間の給與と同じだから労働時間を当然同じにしなければならぬ、それは事實上の賃上げでない、労働時間を延長することは……、そういうことは今日の日本の実情からして止むを得ないといふまでもあります。が、できるだけ労働時間を短くして相當の賃金を得られるようにするのが本當である、その道を選ぶべきである、文明國は尙更この道をできるだけ努力して行かなければならぬ、こういう問題は、あなたでは失礼でありますけれども、ちよつと無理じゃないかと思ひます。それで淺井総裁が見れば、そういう点が分るかもしれないが、あなたの方のこの立案は、労働時間を民間と同様として賃金を上げる。成程六千三百円は大蔵省案よりよろしいのですけれども、時間を延長するといふことに

第二十三部 大蔵・人事・労働連合委員会會議録第三号 昭和二十三年十一月九日【參議院】
五
720

なれば同じである。この点は私はどうも、その点だけではただ名目の賃金の額を上げること、実質は変らないというふうな結果になるわけでありませう。

それからもう一つ、大蔵当局にお伺いしたいのですが、要するにこの額は財政方面から来て、大蔵省案は、結局これにせざるを得ないというふうにも見える、併しながら先程お伺いしますれば、数字的にこれが正しいのであると、官公職員の今日の給與はこれが正しいのであつて、人事院の案はむしろ多過ぎるのだと、こういうふうな説明であります。財政面の影響を少しも受けていないのでありましようか、その点を明らかに願いたい。

○政府委員(今井一男君) この問題は、たしかこの連合委員会の第一回の際に、大蔵大臣から申上げたと思ひます。その時の大蔵大臣の答弁によりますれば、両方という事に相成つておりますから、御了承願ひます。

○原虎一君 これは浅井人事院総裁は曾て言われたと思ひますが、人事院の方は、その点は財政の考慮は全然拂わない、いわゆる民間の労働時間と、民間の給與で一本でやつてゐる、こういうことになるのであります。

○説明員(上野陽一君) お説の通り、人事院としては、財政面は一切考へておりません。それから只今の前の御質問であります、この公務員のベースが上がりまうと、民間の労働者は、それをきつかけにして、又賃上げの運動を起すことが目の前に見えてゐるのであります。その理由は、人事院の新給與ベースは決して民間給與を上廻るものでなくして、今まで不当にそ

の間にあつたところの差を縮めるに過ぎないのであると、こう説明いたしましても、民間の労働者は、大抵民間の労働時間と、公務員の労働時間とは非常に違ふやないか、それだけしか働かなくておつて、そうして、賃金がそれだけ上がるならば、それに準じて、我々もつと多くの時間を働いておるものであるから、その割にもつと上げるべきであると言つて、必ず労働攻勢に出て来ることは当然であります。それでありまして、公務員として、先ず勤務時間も、民間の労働者と変らないだけ働くのであるから、せめてこれだけに上げて貰いたい、又我々としては、それだけ上げてやらなければならぬ、その上げるためには勤務時間を先ず第一の條件としなければ、本間に民間との給與の釣合がとれたことにならない、こういう立場から、今度のベースの改訂を機会に、法案の中に、勤務時間の延長ということを織込んだ次第でございます。

○原虎一君 成程、人事委員会の方では、数学的に、その財政面であるとか、いろいろな点は考慮しないで、給與の面だけを考へてゐるから、上野人事官が言われるように簡単な御答弁ができる、民間の給與は、よしこの官公の給與が、賃金ベースが上がりまして、今日の経済状態から言へば、これより低いものは上げ得ないのであります。基本的な産業と言われる石炭でも、今度経済三原則に基いて強行されますれば、上げられないのであります。又採算制の上に立つ給與ということには、漸次労働大衆もみずから判断しつつあるので、その労働大衆が、官公職員の給與が六千三百円、それは民

間と労働時間は同じにしてあるからということにしなければ、多少民間の賃金値上げを煽るというお考え方は、これはとんでもない認識不足であります。現在にはもう民自党内閣が言うと言わざるに拘わらず、大抵民自党の考えというものと、及び事業家それ自体が採算の上に立たなければならぬというふうになりつとあつて、こういう賃金ベースが決まつてゐるといつて、民間は、上げるにも上げられない状態に來てゐるということをお考えにならん、いわゆる過去三年間の内には、成程今上野人事官の言われるように、採算を度外視して、或部分にそういう賃金値上げがあつたかも知れませんが、ないとはい言ひませんが、そういうお考えで、この案が出たとすれば、余りにも、何と言ふか、客観情勢、つまり経済、政治情勢なんかをお考えなしでゐる、それはもう人事官の、民間と同じことにすることによつてのみ、民間の労働賃金値上げ運動を抑えるという考え方は、とんでもない間違ひであるということをお申上げます。

○委員(櫻内辰郎君) 外に御質疑はございませんか、御質疑がありませんければ、本日はこの程度で打ち切りまして、次回は公報を以て御通知申上げることになります。これにて散會いたします。

午後四時七分散會
出席者は左の通り。

大蔵委員 櫻内 辰郎君
委員 黒田 英雄君
理事 丸鬼紋十郎君

委員

松嶋 喜作君
木内 四郎君
小林米三郎君
高橋龍太郎君
中西 功君

人事委員

中井 光次君

理事

小串 清一君
宇都宮 登君

委員

小樽三四郎君
佐々木康蔵君
大山 安君
寺尾 博君
東浦 庄治君
岩男 仁蔵君

労働委員

山田 節男君
早川 慎一君

理事

原 虎一君
村尾 重雄君
田口政五郎君
竹下 豊次君
波多野林二君

委員

佐藤 榮作君

政府委員

内閣官房長官
大蔵事務官
(給與局長)

説明員

今井 一男君

人事官

上野 陽一君